



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 伏見
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 11月号

無事故の歳末 明るい正月

平成25年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間
 (平成25年12月1日～平成26年1月15日)

年末年始には、工事の輻湊化等により、労働災害が多発する傾向があります。

これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、「無事故の歳末明るい正月」のスローガンのもとに、「建設業年末年始労働災害防止強調期間」を定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を、全国一斉に展開いたします。

広島県の建設業における死亡者数は、平成21年には最少4人となったものの、平成22年7人・23年8人・24年7人と横ばいを続け、本年はすでに8人となっております。

本年は特に60歳以上6人と高齢者のかたの被災が目立っております。

休業4日以上之死傷者数も昨年同期に比べ、大幅に増加しております。

災害の型別では三大災害の占める割合は依然として高く、特に、「墜落・転落、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれ、転倒」災害の防止が求められております。

本年度は「第12次労働災害防止計画」(厚生労働省策定)及びこれに基づく「**第7次建設業労働災害防止5ヵ年計画**」の初年度となっております。

また、本年8月1日付で「**建設業労働災害防止規程**」の変更が認可され、**10月30日より適用**されております。

当支部といたしましてもHP、支部報、広島県建設業労働災害防止大会等のあらゆる機会をとらえて周知を図っております。

会員に於かれましては、本期間中、「**建設業労働災害防止規程**」「平成25年度建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領」及び「平成25年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」

等をご活用の上、店社及び作業所の実態に即した実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって、効果的な安全活動の推進に努めていただきますよう、お願いいたします。

皆様のご安全を心より祈念しております。



目次

無事故の歳末 明るい正月	1
「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について(協力依頼) ...	2
労働災害発生状況	3

次

社会保険に加入しましょう	4
第16回安全衛生推進大会開催案内	6
車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習開催の案内	7
講習・行事コーナー (平成25年11月～平成26年1月)	8

広労収基1002第1号の2
平成25年10月9日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局長

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条第3項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が、当該化学物質による健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに2-アミノ-4-クロロフェノール等28物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号。以下「指針公示第23号」という。）が公表されております。

今般、日本バイオアッセイ研究センターにおいてN,N-ジメチルアセトアミドについて哺乳動物を用いた長期毒性試験を実施し、これについて厚生労働省労働基準局長が専門家を参集して開催した「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」において検討がなされました。その結果、この物質について実験動物にがんを引き起こすことが確認され、人に対するがん原性は現在確定していませんが、労働者がこの物質に長期間ばく露された場合に、がんを生ずる可能性が否定できないことから、厚生労働大臣の指針により健康障害防止措置について指導を行うことが適当との結論が得られました。

このため、厚生労働省労働基準局長が開催した「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会」において、この物質について健康障害を防止するための対策について検討がなされ、指針公示第23号に規定した措置と同様の措置を講じることが必要であると結論されました。

これらの検討結果を踏まえて、平成25年10月1日付けでN,N-ジメチルアセトアミドを「労働安全衛生法第28条第3項に基づき厚生労働大臣が定める化学物質」（平成3年労働省告示第57号）の対象とすることとなりました。

また、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号。以下「改正施行令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）により、1,2-ジクロロプロパンについて、洗浄・払拭の業務のみ発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第23号においても所要の措置を講じる必要が生じました。

このようなことから、N，N - ジメチルアセトアミドと前述の28物質を合わせた計29物質による労働者の健康障害を防止し、併せて1，2 - ジクロロプロパンについて指針公示第23号において所要の措置を講じるため、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（健康障害を防止するための指針公示第24号）を別添1（省略）のとおり策定し、同日付け官報に公示したところです。これにより指針公示第23号が別添2の新旧対照表（省略）のとおり改正され、指針改正後の指針公示第23号（以下「改正指針」という。）は別添3（省略）のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、改正指針の趣旨を御理解いただき、改正指針及び留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、これらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

<厚生労働省通達等詳しくは建災防ホームページ [http : www.kensaibou.or.jp/](http://www.kensaibou.or.jp/) >

平成24年・25年 建設業における事故の型別災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成25年9月末日累計）

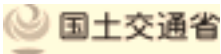
事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	はき入れ	切れ	踏み抜き	高温・低温の物との接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成24年	(1) 65	29	8	19	4	(2) 14	25	25	1	4	2	0	2	9	12	1	(3) 220
平成25年	(5) 84	19	13	29	8	(1) 6	29	26	4	(1) 5	0	0	(1) 1	4	9	1	(8) 238

() 内は、死亡の内数

平成24年・25年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成25年9月末日累計）

監督署別	全 産 業							建 設 業							平成25年 建設業/全産業 (%)
	平成24年			平成25年			増減数	平成24年			平成25年			増減数	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		
広島中央	5	560	565	4	588	592	27	1	48	49	3	74	77	28	13.0
呉	3	171	174	3	150	153	- 21	1	28	29	1	22	23	- 6	15.0
福山	5	409	414	0	381	381	- 33	1	45	46	0	35	35	- 11	9.2
三原	0	135	135	5	101	106	- 29	0	14	14	3	14	17	3	16.0
尾道	1	119	120	2	141	143	23	0	17	17	1	17	18	1	12.6
三次	0	156	156	1	112	113	- 43	0	28	28	0	13	13	- 15	11.5
広島北	2	211	213	3	213	216	3	0	17	17	0	35	35	18	16.2
廿日市	0	182	182	0	181	181	- 1	0	20	20	0	20	20	0	11.0
合 計	16	1,943	1,959	18	1,867	1,885	- 74	3	217	220	8	230	238	18	12.6



建設業で働く方へ

社会保険に加入しましょう!

社会保険はあなたと家族を守ります。

社会保険への加入は、 あなたと家族の「安心」のための権利です。

教育訓練給付も
受けられます(65歳未満)。



【建設労働者の声】

「働いている当時は手取りが減少し、
加入しない方がいいと思ったが、
...今は入っていてよかった」

万一、死亡した場合は、
遺族年金が受けられます。

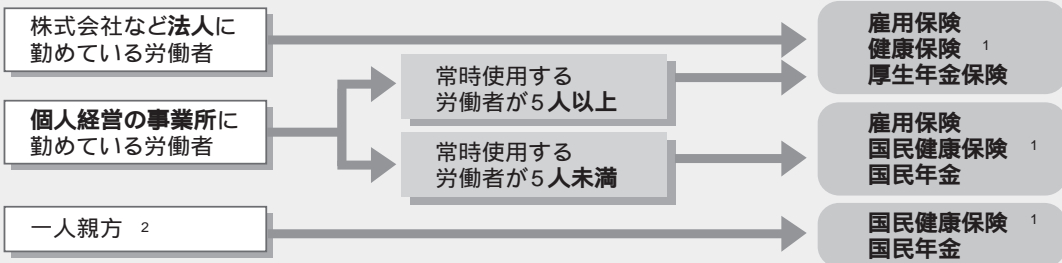
あなたの社会保険加入は、会社の義務です。

あなたの会社は、労働者を社会保険に加入させていますか？
加入させていない場合は法令違反です。

労働者が安心して長く働ける魅力ある職場環境を作るため、会社に保険加入を求めましょう。

公共工事では、社会保険料(本人負担分)が予定価格に算入されるようになりました。

あなたが入らなければならない社会保険は...



1：違法に国民健康保険組合(建設国保や全国土木建築国保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)入り直す必要はありません。

2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が入社する保険への加入が必要です。

行政、発注者、元請、下請、労働者団体が一丸となって取り組んでいます。

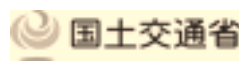
社会保険未加入対策推進協議会が発足しました(H24.5)

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html



第3回社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ



法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る準備見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一．法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二．標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入

は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三．加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日
社会保険未加入対策推進協議会

第16回広島県建設専門工事業者団体等 安全衛生推進大会

と き 平成26年2月4日(火) 13:20~

ところ 広島YMCA [国際文化ホール] (広島市中区八丁堀7-11)

大会趣旨

建設業労働災害防止協会では、平成6年度より平成22年度までは厚生労働省委託事業として、その後は広島県支部自主事業として「専門工事業者安全管理活動等促進事業」を推進しており、その活動の一環として、標記大会を開催しております。

専門工事業者に所属し、建設現場の第一線で、直接作業に従事する作業員が被災されることが多いことを踏まえ、専門工事業者の事業者自らの積極的な安全管理活動を促進することを目的としております。

県内建設業の労働災害に占める専門工事業者の発生割合は依然として高く、自主的安全管理活動も未だ十分に機能しているとは言えない状況にあることから、経営首脳者を始め関係者の安全衛生意識の一層の高揚を図り、労働災害の確実な減少に資するために、専門工事業者18団体と建災防広島県支部一丸となって、本大会を開催いたします。

主催 広島県建設専門工事業者団体等18団体

建設業労働災害防止協会広島県支部

後援 広島労働局

大会次第

- ・開会のことば 専門工事業者団体の代表者
- ・開会挨拶 建設業労働災害防止協会広島県支部長
- ・挨拶 広島労働局
- ・来賓祝辞 中国地方整備局
- ・功労者表彰 40名以内
- ・受賞者謝辞 受賞者代表
- ・祝辞 広島労務研究会幹事長
- ・安全衛生セミナー

解体工事における事前調査

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」

講師：(公社)日本作業環境測定協会精度管理センター

- ・閉会のことば 専門工事業者団体の代表者

車両系建設機械(解体用)運転 技能特例講習 開催のご案内

<広島労働局指定番号 第195号>
建設業労働災害防止協会広島県支部
TEL: 082 - 228 - 8250

平成25年7月1日から「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」が新しく規制の対象になりました。

このため当支部では下記により、新しく規制対象となった3機種(以下新機種という。)のうち、機体重量3t以上を対象とした技能特例講習(平成27年6月末までの間)を実施いたします。

また今後、随時開催を予定し、決まり次第ご案内いたしますので、支部ホームページ等をご覧くださいませようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集対象者 【第1種技能特例講習】

受講資格

両方の要件を満たす者

改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習の修了者
平成25年7月1日時点で新機種の運転経験が6か月以上ある者

【第3種技能特例講習】

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者
平成25年7月1日時点で新機種の運転経験が6か月以上ある者

2. 開催日時及び会場等

開催日	時間	会場	定員	受付分会
11月21日(木)	13:00~17:15	中特会館(広島市)	80名	広島
12月6日(金)	13:00~17:15	尾道建設会館(尾道市)	60名	尾道
12月20日(金)	13:00~17:15	中特会館(広島市)	80名	広島
H26年1月23日(木)	13:00~17:15	中特会館(広島市)	80名	広島
2月17日(月)	13:00~17:15	中特会館(広島市)	80名	広島
3月20日(木)	13:00~17:15	中特会館(広島市)	80名	広島

3. 受講料・テキスト代 (いずれも消費税を含む)

【第1種】 受講料; 4,000円 テキスト; 1,500円

【第3種】 受講料; 5,000円 テキスト; 1,500円

お申し込みは、受講申込書に所有資格の修了証写し・実務経験証明書・写真添付のうえ開催日の5日前までに会場地の分会にご持参ください。

申し込み時又は当日、技能講習修了証原本(第1種(解体))・[第3種(整地等)]を必ずご持参ください。

4. その他

- ・本講習は第1種・第3種を一緒に実施いたします。時間(講義3H試験1H)・講義内容はすべて第3種のものとなります。受講料及び試験範囲は区別いたしますので、ご了承ください。【筆記用具をご持参ください。】
- ・受講申込書のご請求ほか、詳細につきましては、建設業労働災害防止協会広島県支部・各受付分会にお問い合わせください。

平成25年度講習計画

(平成25年11月～平成26年1月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

運転技能講習の日程

小型移動式クレーン	実施場所	担当分会	高所作業車	実施場所	実施担当
11月25～27日	広島市	支部	11月22～23日	広島市・東広島市	支部
			1月24～25日	広島市・東広島市	支部

作業主任者の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会
11月14～15日	福山市	福山	12月5～6日	福山市	福山	11月27～28日	広島市	広島
12月4～5日	広島市	広島	1月21～22日	広島市	広島			
地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
11月26～28日	呉市	呉	1月16～17日	福山市	福山	12月13～14・16日	広島市	支部

特別教育等の日程

巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替等業務	実施場所	受付分会
11月12日	広島市	広島	1月22日	呉市	呉	12月12日	広島市	広島
1月23日	福山市	福山						
高所作業車運転業務	実施場所	受付分会	アーク溶接等業務	実施場所	受付分会	丸のご取扱い作業	実施場所	受付分会
11月22日	尾道市	尾道	12月18～19日	広島市	広島	12月12日	福山市	福山

統括・職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
11月19～20日	広島市	広島	11月14日	広島市	広島	1月16日	広島市	広島
1月29～30日	広島市	広島						
			職長のリスクアセスメント	実施場所	受付分会	足場能力向上教育	実施場所	受付分会
			11月21日	福山市	福山	12月20日	福山市	福山

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定員に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
呉分会 (0823) 22 - 6886
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosh-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <http://www16.ocn.ne.jp/~hirobus/>
建災防広島県支部福山分会 <http://www4.ocn.ne.jp/~fukubun/>
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>